

◎議長（武田英三君）

日程第17 一般質問であります。

順序表にしたがい順次発言を許します。5番田辺栄作君。

（5番田辺栄作君登壇）

◎5番（田辺栄作君）

昭和45年度の予算編成を目前に控えて、社会党議員団を代表してという考えでございましたけれども、本日は私1人でございますので、議会代表という考え方に立って市長に質問してみたいと思います。

まず第1に、昭和45年度予算編成にあたって市長の基本的な態度をお聞きしたいわけですが、ご承知のように、わが柏崎市は従来、住民税の税率は標準税率の1.5倍をもって、制限最高の賦課をしまいました。しかし、国民所得の漸増に伴いまして、一時は地方財政の窮迫を憂慮されておりましたけれども、逐次、緩和してまいりますに従いまして、本市議会の多数の意見もあり、また、強い市民の要望もあり、これらの意見を意欲的に受け入れられた市長の減税に対する積極的な意欲もございまして、逐次、減税に踏み切って、現在では1.2倍に引き下げられておるわけですが、県下20市の中で糸魚川、新井に次ぐ県下第3位の税率の低さになっておることは、われわれの1つの大きな誇りとするに足ることであると思うのであります。

しかしながら、自治省におきまして、昭和46年度までに標準税率に引き下げるということを指導しておりますし、また、本市の来年度の歳入、それらのものを考えてみますと、大体、市税の伸びが、おおよそではありますけれども、1割7～8分くらいの伸びは見込まれるようでございます。また、減税に対する特別交付税が本年度分、また来年度分を合わせますと、大体、1.2の2だけ減税して標準に持ってゆく、その減税分約3千7～8百万に見合う数字になるかと思うわけですが、こういう点については、大体、減税して標準税率に持ってゆくに可能ではないかというように思われるわけです。

しかし、市長といたしましては、市民のいろいろな財政需要も多いことでありまして、少しでも予算がほしい立場ではございましょうけれども、しかし、減税もまた大きな政策の1つでございます。したがって、ここで、さらに百尺竿頭一步を進めていただいて、県下20市の中でまず柏崎市が先がけて標準税率にまで減税をするというお考えが市長さんにおありかどうか、その点について、まず第1にお聞きしたいわけですが、

次に、柳橋踏切の立体交差の早期着工と実現についてお伺いしたいと思います。柳橋の踏切が柏崎市の交通の最大の隘路になっていることは、ご承知のとおりでございます。自動車の増加とともに国道8号線から市内中心部に進入する重要な役割を果たしている踏切でございます。最近、この踏切の雑踏は、特に通勤時の混雑は、ひととおりではございません。そうしてまた、長い間、遮断機をおろされて、いらいらした気持でおるといふことは、交通事故をひき起こす1つの大きな要因にもなっているわけですが、

つい、この10日に東武伊勢崎線で起きた電車とクレーン車の事故は100名ちょっとの死傷者を出しておりますけれども、この踏切につきましても地元の住民から前々からそういう要望があったのだけれども、ついにその実現がなされないで、今日の惨事をひき起こしているわけです。

幸い、柳橋地区の住民の人たちはこの問題について深い理解と協力を示しておりますので、この踏切の立体化を早期に、しかも短期間のうちに実現していただく必要があると思うのでございます。市長は来年度から、どのような予算で、どのような計画のもとに着工されて、いつまでにこれを完成するつもりであられるのか。この立体交差の点について来年度予算にどのように取り組まれますか。その点についてお聞きしたいと思います。

次に港湾の問題でございしますが、小林市長は柏崎港を整備して、将来、工業港を新設して、そして、その周辺に臨海工業地帯を形成して、長岡と相結んで中越の雄都たらしめるという遠大な夢を市民に発表しておられるわけでございます。この点は、まことに私どもよいと思うわけでございますが、この港のことについて、一切、柏崎港期成同盟会にまかせっぱなしの状態であると思うのです。市の土木課の中に少なくとも港に関係している、港を専門にしている1人の職員もおらない。市としては単に期成同盟会に分担金というものを支出しているに過ぎない。言うなれば、下請に出しっぱなしというような状態に見受けられるわけでございます。

私が、かつて土木委員会に籍を置きました当時、やはり、この問題が同委員会においても相当問題になったこともあるわけでございます。私は、柏崎にとりまして、港の問題については、ただ建設だけの問題でなくて、将来、この港をどのように運用してゆくかという問題も、きわめて重要な問題であると考えられるわけでございます。しかるに、この港のことについて1人の専任の職員もおらないという状態で、はたしていいのだろうか、こういう点について深い疑問を持つわけです。この点について市長は今後もこのとおりにやっていこうとするのか。新年度あたり、もっと、こういう点について考えを新たにして、いわゆる市長の夢を実現するとするならば、港のことについて専任の職員を置いて、もっと真剣に取り組むべきでないかと思っておりますので、市長のお考えをお聞きしたいと思うのです。

そのほか新年度予算の中でいろいろお聞きしたい点もあるわけでございますが、市道の舗装の問題にいたしましても、材料支給の舗装の問題にいたしましても、これは非常に市民から喜ばれておるものでございます。昨年…まあ、ことしですネ、この12月現在において約6,335メートル…これは国庫補助事業とか、あるいは県の貸付事業とか、単独市費でやるものとか、都市計画でやるものとか、合わせて6,335メートルをやっておられて、昨年の実績よりも大巾に伸びておるわけでございますが、しかし、まだ本市の市道の中で、自動車が通れる、そういう状態の市道の延長からするならば、ようやく10パーセントの上を少し出たにすぎないわけでございます。

一方、資材支給…砂利などを支給して道の悪い所を直しておりますけれども、これはやはり消耗品的な性格で、いくら砂利を入れても、あとからあとから自動車がひんぱんに通行をするたびに道がいたんでくる。したがって、長期的に市道がよく

なることを考え、また長期的に財政面を考えてみるならば、やはり、こうした資材支給の市道の舗装を大巾に推し進めてゆくべきではないかと思うのでございますけれども、この点についても市長のお考えをお聞きしたいと思います。

そのほか、柏崎駅裏、いわゆる南口の問題もあるわけでございますが、枇杷島地帯としては南口の実現を真剣に考えておるわけですが、地価の値上がり等も考えられますが、市長においてこの南口を実現したいお考えがあるとしたならば、その用地などは早目に確保しておかないと、いろいろ、道路ができるに従って工場ができ、住宅ができ、あるいは地価の値上がり等が出てまいりますと、そういう点も困難になるかと思いますが、新年度予算等において、市長はそういうものとお取り組みになるお考えがあるかどうか。

そのほか、小さいことではありますけれども、黒姫のスキー場の問題が近ごろクローズアップされてまいりました。柏崎にはスキー場がいままで1つもないわけですが、市民体育の面において、あるいはレジャーを楽しむ面において、スキー場の1つくらいはどうしても必要だと考えるわけですが、こういった点において将来、この鶴川のスキー場をもっと設備を完備して、りっぱなものにしてゆくお考えがとおりであるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

時間に制約がありますので、まだ新年度予算の編成方針についてたくさんお聞きしたいわけですが、また、ほかの機会に譲ることにいたしまして、次の問題に移りたいと思います。

次は、交通事故対策としての特別立法を制定すべきであるという私は考えを持っておりますが、その点について市長のご意見を伺いたいと思うのでございます。

交通事故防止の重要性につきましては、私がいまここで、ちょうちょうと申し上げるまでもございませぬ。全国におきまして、昭和43年度においても1万4,256人という死者を出し、また負傷者の数は82万3,871人というぼう大もない負傷者を出しています。柏崎市の例をとりますと、昨年の事故件数が276件、死者18人、負傷者321人、そして、ことしの11月までの実績は292件で、昨年の件数をもう11月で上まわっています。死者は少なくなって8人でございますけれども、負傷者はさらに昨年の実績をこえて387人というけが人を出しているわけです。このことは非常に大変なことだと思うのです。交通戦争とか交通地獄とか言われておりますけれども、そのことばは、そのまま、これに当てはまると思うのです。

しかるに、これが対策といいますと、運転者の不心得であり、不注意である。交通法規が守られない、というようなことに重点を置かれて、根本的にこれを解決していこうという姿勢に欠けているのではないか。

寒い朝、交通安全母の会のおばさんたちが黄色い旗を持って辻々に立ちんぼうをしています。あの人たちに何の責任があるのでしょうか。子どもたちかわいさのために、忙しい中、出勤時にだんなさんが出てゆくのもほったらかして、辻々に立っていてくれるわけです。

私は、人命をとんとぶという立場から、いまある法律の中でやっぴいこうとしても、なかなか、生ぬるくていけない。この交通事故を防止するための特別な立法措

置を緊急に講じて、そして、これを絶滅してゆくことが期されなければ、交通事故をなくすることは絶対に不可能であると私は考えるわけです。

それでは、その立法措置の内容というのとは一体どういうのか、お前の考えていることはどういうのかということになりますが、現在、日本の道路は、あまりにも自動車が走るにはせま過ぎます。これは私どもが道路を歩いていますと、そこには自動車が、自転車が、バイクが、人間が、錯綜して走ったり歩いたりしています。センターラインが引いてあって、ここからここまでは歩道ですというラインも引いてありますが、その人間が歩く部分の歩道たるや、わずかに2尺か2尺5寸くらい。そのまん中に電柱がでんと立っていると、もう人間の歩く所がない。そこに自動車が1台駐車すると、歩く人は一番危険な道路のまん中まで出て、よけてゆかなければならない。こういう状態の中で交通事故が起きないのがむしろ私は不思議だと思ふのです。

したがって、この立法の中には、たとえば、人口はどうなるかわかりませんが、4～5万程度以上の都市については、その都市内の道路には必ず軽車道と歩道を建設してゆくのだ。つくらなければならないのだ。また道路の交差点においては交差点の事故がいっぱいあるわけです。いまもその例が1つあったわけです。この交差点には、それは道路の状況にもよるでしょうけれども、必ず、すみ切りをつける。アールをつける。その道路によって何メートルのアールをつけるかということ、私は専門家でないからわかりませんが、そういうものを公的な措置としてつけさせる。また、曲がりですネ、曲がりの部分が非常にやはり危険です。少なくとも国県道については、この曲がり半径7～80メートルから100メートルくらいの円弧をえがく。それ以下の屈曲をつくってはならない。屈曲があるならば、そのように直さなければならない。あるいは、国県道についてはできるだけ立体化を進めてゆくとか、いろいろな問題があるでしょう。また、2車線では非常にせまいわけですから、4車線にどんどんやってゆく、こういうことが、まず道路の整備が大事だと思ふのです。この道路の整備ができないうちは、私は自動車の販売を制限すべきであると思ふのです。

いままでの交通事故と自動車の台数を見ますならば、過去10年の統計は、自動車の台数がふえるにしたがって、交通事故件数が正比例してふえているのです。いま、この自動車の販売が無制限に放置されているという点についても、道路の整備と並行して行なわれるべきであって、このアンバランスが交通事故を生み出しているといっても差しつかえないのであります。自民党政府は米の生産制限をすくなくでありますから、自動車の販売制限ができないはずはないと思ふのです。そのほか、運転者に対して過重な業務を課さないというようなこと、そういう、まだ、そのほかいろいろあるでしょうけれども、そのような強力な…交通事故防止だけを目的にした強力な立法措置がなされない限り、ただ交通規則とか、あるいは道路法とかいうような法律の中では解決がつかないと思ふます。一市会議員の田辺が言ったって、これはなかなか実現するものではありませんが、市長さんや、あるいは議長さんをお願いしたいことは、全国市長会、あるいは全国議長会等にご出席になった場合、柏崎の提案として市長さんからその会議に提案をしてもらいた

い、私はそのようにお願いしたいわけですが、これに対する市長さんのお考えをお聞きしたいのでございます。

次に、市町村の合併と広域市町村圏について一言触れてみたいと思います。

広域市町村圏につきましては、先ほど専決処分できめられたわけでございます。このことについては、私はやはり大きな疑問を持っているわけです。現在でも一部事務組合というのがございます。また土木振興会等もあります。刈羽柏崎総合開発促進協議会というものもございます。まだ、これに類するものがほかにもあるかもしれません。こういうものと、この広域市町村圏というのは、どういうふうに違ってゆくのか。また、この広域市町村圏ができた場合に、いままであるこれらのものは一体どうなってゆくのかという点について、まずお聞きしたいと思います。

その次には、これは各市町村長が委員になって構成されるわけですし、そこで計画立案され、執行されてゆくわけです。ここで計画されたものは、われわれ議会に何ら反映しない。議員がそれに意見を述べ、また、その可否について参画することができない。言うなれば、市町村の重要な部分を抜き出して、そして、われわれの、いわゆる市民、住民の手の届かないところで審議され、処理されてゆくという危険性をはらむわけです。まあ、きめられたものですから、これは私はしかたがないと思いますけれども、そういう点については市長は議会、あるいは市民にどういうふうに相談し、どういうふうに連絡を密にしながら、広域市町村圏の問題について取り組んでいこうとするのか。いわゆる議会や住民の手の届かないところにゆく。それを手が届くようにどういうふうにやってゆくお考えであるか、その点をお聞きしたいのであります。

その次には、市町村合併の問題が新聞紙上でずいぶん出ておるわけです。刈羽がどうであるとか、西山がどうであるとか、あるいは刈羽、西山、北条、高柳が4村合併をするとか、しないとか、あるいは昭和46年3月31日までに合併するとか、そういうようなことが盛んに言われておるわけでございます。

私は、この市町村合併が必ずしも住民のためになるとは思っておりません。たとえば、4村合併が、かりに一拳に実現したとしましても、なかなかこれは、こまかいところまで手が、目が、届かないのが通例でございます。行政区域が大きくなれば大きくなるほど、きめのこまかい政治というのができなくなるわけです。町村の人たちが市に合併してもらいたいという気持は、そういうきめのこまかい政治はできないであろうということもわかりながら、それではなぜ合併したいか、したい気持になるかということ、私はもっぱら財政上の問題であろうと思うのです。刈羽の人、北条の人、西山の人、村財政、町財政がもっと豊かであるならば、決して柏崎市に合併してくれなどとは言わないと思うのです。自分たちの財政が豊かでないから、せめて大きい柏崎市にでもくっついたら少しはよくなるだろうというような気持から、私は合併したいという気持になるのだろうと思うのです。しかし、これは、いわゆる地方財政の限られた中で、いわゆる2割自治、3割自治といわれるそういう地方財政の中でこそ、こういうものが生まれるのである。私はやはり、そういうものが直されない限り、ただ単にこういう町村だけが合併したからといって、それがその自治体の発展にも、住民の福祉にもなってゆかないと思うので

す。

私は、そういう立場から、いま巷間いろいろ言われておりますところの市町村合併に対して市長さんはどのようにお考えでありますか。また、町村のほうでは盛んに言っていますが、市としましては、市長さんとしましては、それに対する意思表示もやっておられないようですが、これらの町村から積極的な働きかけがあった場合に、市長さんはどのような態度で臨まれようとするのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それでは、作付け制限のことはあとにまわしまして、原子力発電所のことについてお聞きしたいと思います。

原子力発電所設置の問題については、市長さんは最近、東京電力といっしょにいろいろ各地をまわって、そして原子力発電所の安全性についての説明等にいっしょに歩いておられるようでございます。しかしこれは、市長さんとしては、ちょっとそういうことは、私はやっていただきたくないと思うのです。市長の業務というのは、私が申し上げるまでもなく、地方自治法に明記されておりますように、柏崎市なら柏崎市の秩序を維持して、そして住民の健康、安全、そういうものを守ってゆくということがまず第1の業務であろうと思うのです。

そういう立場からいたしますと、原子力発電所の問題について安全だということを…東京電力がそれぞれの地域に出向いて、そして住民の人たちにお話をしてゆくということは、これはまあ当然であろうと思いますけれども、それといっしょになって市長さんが…私たちにいわせれば、まだ安全性が確立されていない中で、それといっしょになって安全だと言ってさわいでおられるということは、非常に私どもは遺憾だと思います。

私ども市民会議が東京電力にまいりまして、そして「あんた方がいくら口で安全だと言っても私どもは納得することができません。あんた方が安全だと言うならば、科学的な資料をもって私どもに説明をなささい」と申し上げておるわけですが、その問題については、東京電力は「説明いたします」と言明しておったのです。ところが、その説明もなしに柏崎に事務所を設置して、そして、いろいろ業務を始めたわけです。さらに私どもは柏崎の事務所にまいりまして、「あんた方はそういう約束をしていたのに、どうして私らに安全性を科学的に立証なさるそういう話し合いをなされないんですか」と言いましたら、「11月いっぱいくらいに何とか話をいたします。」、こう言っていながら、いまだにその話し合いの機会も持たれていないわけなんです。

したがってですネ、私どもは、まだ東京電力から原子力発電所が科学的に安全だという、そういう納得のゆく説明がなされておられませんし、現に出雲崎のほとんどの町民、また宮川におきましてもほとんど大部分の市民の、また荒浜におきましても荒浜の市民約600名以上が反対の署名をしております。柏崎の市民の中にも、あるいは学校の先生の中にも、原子力発電所の設置に非常に反対している人たちがたくさんいるわけです。こういう状態の中で、市長さんはどのようにして安全だという確信を得られたのかどうか私はわかりませんが、東京電力といっしょに安全だという説得に歩いておられることについて市長さんのお考えをお聞き

したいと同時に、私は今後、そういうことは市長さんからやめていただきたい、このようにお願いをし、また、そのことに対する市長さんのお考えも承りたいと思うのでございます。

あとはこの次にします。

◎議長（武田英三郎君）

市長。

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

田辺議員にお答えいたします。

新年度予算の編成方針についてということでございますが、お話の内容は、それぞれ具体的なことでございます。ご質問の向きだけお答え申し上げておきます。

予算編成の基本方針というのは、例年、積極的にして、しかも堅実な予算を編成しようということでございます。これは同じ姿勢で進みたいと思います。

まず第1の減税の問題でございますが、これは前の議会にご質問がありましたときにも答えておりましたんですが、できるだけひとつ標準税率を実施したいという方向で検討をしたい、こういうことであります。おっしゃるような財源の問題等もでございます。その辺は十分勘案をいたして対処していきたいと、このように思います。

柳橋の立体交差については、いつごろ終わる予定になっているのか、こういうことでございますが、ご案内のとおり、柳橋の立体交差は県営事業でございます。県と国鉄との関係における、これは踏切除却、この方法でやろうというわけでございます。その辺の煮つめをわれわれとしてはどんどん進めてゆくようにお願いを申し上げ、そういう中で予算の獲得をはかっていこう、こういうことであります。去る8日でございます。この問題で私も寸暇をぬったつもりでございますが、地方道課にまいりまして、明年度の重点事業としてのこの必要度について地方道課長にも説明しております。15日には土木課長が県のほうへこの問題の推進について出県をする、こんな段取りにしております。大体、完成の時期等につきましては、いま明言するわけにはまいりません。しかし、少なくとも48年までには何とかしてきまりをつけてしまいたい。5、6、7、8、4年間、その程度までには完成したい。というのは、地域の要望の中には、現道にも地下歩道の建設をせよというあたりの要請も強いようでございます。その辺なども見込みますと相当時間がかかると考えなければならないと思います。また地盤の関係上、非常に地質は悪うございます、当初考えられた予算よりも多額の予算が必要になるということであろうと思います。明年度は何とかして用地買収費等をまずできるだけ多く予算化するように、そういう方向で予算獲得に進みたい、このように考えております。

幸い、地元からも非常なご理解とご協力をいただいております。最近、クイ打ちなども行なわれておるようでございます。地元の積極的なご理解、ご協力の中で予算獲得をはからなければならない。背景はやはり地元の理解、協力と

いうことになろうかと思えます。

それから、開港指定と港の係の問題でございしますが、これは期成同盟会に一任しておるといふような点でございしますが、この辺は、なるほど陳情その他の文書作成、あるいは陳情にまわるといふあたりは港期成同盟会に主として担当してもらっております。しかし、この問題は、市長が直接陣頭に立って陳情や、あるいは推進をやっておるわけでございまして、港期成同盟会に一任などということではない、このように私は理解をいたしております。なお、なぜ建築課にそういう係を置かないのか。置かないでいいのか。これは、いまのところ、置かないでも推進ができるから置かないわけでありまして、置く必要ができたときには、どうしても置かしてもらわなければならない、こう私は考えております。ようやく港もある程度進捗してまいりました。そういう中で、いま田辺さんのおっしゃるように、近い将来には専任の係も置かなければならない、そういう時代も来るだろうと思えます。しかし現在においては、まだ、その必要を認めません。しかし、港湾の建設等につきましては、十分、土木課のほうでも検討いたしております。あるいは漁港との関係については、農林課長が十分、これらと折衝、担当いたしております。そういう点でご理解をいただきたい、このように思うわけでございます。

それから、来年度、特に市道の舗装について大いにやる意思があるかどうか、こういうことでございしますが、やる意思はもう十分あるわけですね。問題は、何とかして財源を確保してまいりたい、この辺が一番大事じゃないかと思えます。いろいろな事業がたくさんございまして、特に明年度につきましては、それぞれ経費の合理化、適正化をはかるとともに、特定財源の取り込みについては積極的な取り込みをしなければならぬ、こういうことになろうかと思えます。そういう面ともいろいろにらみ合わせてやってまいりたいと思えます。それから、南口の駅裏の実現でございしますが、この辺の用地につきましては、何らかの方法で取得できるものは取得しておきたいと考えております。

それから、天狗松スキー場の整備は、ぜひ整備いたしまして、市民、特に子どもたち、青少年、そういう若い人たちの市民のスキー場として整備してまいりたいと考えております。

それから、交通事故特別立法については、ご趣旨はまことに同感でございまして、ごもつともでございまして、しかし、特別立法ということになりますと、市長会にひとつ提案をしたらどうか、こういうお話でございまして、この辺につきましては、なお十分検討させていただきたいと思えます。

お説の歩車道分離とか、あるいは車道、軽車道、歩道、すみ切り、あるいは立体交差、いろいろの問題が道路の施設の関係についてあるわけでございます。この辺は道路構造令等の中でもお説のような考え方で取り入れられております。市もまた交通安全の面については、交通安全確保のためには、逐次、危険のないように手配はいたしておるわけですね。

しかし、田辺さんのおっしゃる意図は、そういうことでは生ぬるいのだ。だから特別立法をせよ、こういうことでございますので、まあ、この道路整備、危険排除の予算等をどんどんやれということでありまして、ご案内のとおり、自動車取得税

とかいろいろ、あるいはまた自動車の罰金でございませうか、罰金の還元とか、いろいろそういうものが財源になるわけでございますけれども、そういうことでは生ぬるい、こういうお話だろうと思うのです。十分、この辺は、われわれが提案いたしますには、なお検討を要する問題であろうと考えます。

それから、市町村合併と広域市町村圏の問題でございますが、この辺は助役もしくは、公室長に補足をさせますが、広域市町村圏につきましては、そういうものができたら旧来の広域事務処理組合とか、あるいはまた土木振興会というような、都市を一体にしたような団体はどうなるのか、こういうお話でございます。これは旧来どおり、変わらずにやっていきたいと思っています。広域市町村圏の問題の中で、特にその地域の特性を生かしながら、将来の社会、経済、そういうものの変化のすう勢を踏まえまして、最も合理的な生活圏の策定をやろう、こういう計画をつくろうということでございます。具体的には交通体系、あるいは通信体系をどうやってゆくの、あるいは部落、集落の再編成をどのようにやっていったら地域住民の福祉向上につながるのか、あるいは教育、文化、健康、いろんな面でのそういう施設については、どういうふうに配置をしていったらよろしいのか、いろいろ具体的に考えて計画の策定をやるわけでございますが、それらの計画というものが議会、あるいは一般市民とどのように交流をされるのか、こういうお話でございます。

もちろん、この計画立案等は協議会が担当いたします。しかし審議会をつくりまして、それぞれ議会の代表、あるいは学識経験者等を2名、また県の長期的な計画の中におけるそういう専門家もおられますので、そういった方から2名、合計20名の審議委員をもって発足することになっております。これは市民との、あるいは議会との、こうした問題についての理解、協力というものが、つんばさじきにあげられるのではないだろうか、こういうお考えだと思います。この辺は運用でまた十分、委員会の方とご連絡をとる場面が多々あるのではなかろうか、このように考えております。また議会のほうからも、必要があるならばひとつ私どものほうに申し出ていただく。また私どもも気がつきますれば十分連絡をとりながら、お互いが理解をし合う。お互いに知恵を出し合いながら、こうした問題に取り組んでまいりたい。このようにも考えておるわけでございます。

しかし、いずれにしても基本計画、この計画の策定は45年の3月31日までに策定をするということでございます。しかしまだ、これらの変更等について、これがきまってから変更ができないということではないのでございまして、社会情勢の変動に伴って変更することは十分考えなければなりません。固定したものでもないわけでございます。しかも、60年を想定しての計画でございます。その辺は弾力的に考えていただきたい。このように思うわけでありませう。

なお、こうしたものが予算化される、実施の段階に移ります場合は、財源が必要のわけでありませう。やはり、その実施は市町村が実施をするわけでございます。当然、そういう中においては、議会の議決を経てやることでございます。十分ひとつご審議をいただける、こう私は考えておるわけでございます。

それから原発については、東電といっしょにPRすることは、安全性が未確認の

ままの中では早いのではないかとおっしゃるわけです。この辺になりますと、見解が相違するわけでごさいます、私どもは安全性の確認をいたしておりますので、このことをひとつ、議会のご議決を経て…これは誘致の議決をやっておるわけです。そういう中で市長が正しい科学の知識として、これを住民にPRすることは当然のことではなからうか。私は、不安の中に市民をおののかせておくことは、よくないと思います。やはり正当な理解を得ながら、しかも地域に問題があるとするならば、そういう問題を1つ1つ具体的につかまえて、それをどうやって解決してゆくのか、その問題をどう究明してゆくのか、解明してゆくのか、こういう姿勢がありませんと、人類の進歩、社会の発展向上にはつながらないのではなからうか、こういう私は気持でおるわけでごさいます。特に、いろいろ反対署名運動等もごさいます。私は、ある地域に行って申し上げたわけです。この原発の問題について、たいして研究もしないで、すぐ反対だ、こういう態度を打ち出しておられることについては、これはいささかどうかと思う。また賛成のほうでも、何も聞かないで賛成だということは、これもおかしい。やはり正当な知識を入れて…まあ議会の皆さんは、少なくとも1年間ご勉強なさったわけです。

そういう実績の中で一応の結論を出されておる。そういう過程を通っておるわけです。市民の方々は、そこまでご検討になっていないわけです。ですから、われわれとしては、百聞は一見にしかずということで、現地を見てもらうことも知識の普及になるということで、そういう処置もとってまいったわけです。

それでまあ、地域にまいりまして、これについては反対、賛成の署名というのは、どっちもとらないほうがいいと思う。私は、政治姿勢として、あくまでも住民の理解、合意、協力、そういう体制の中でお互いがひとつ進展をはかってゆくということ、これが私の姿勢の基本方針であります。ですから、反対のほうの署名が出たから、それでは賛成のほうの署名をとるなどということは厳に戒めていただきたい。あくまでも相互理解、正しい理解の上に立って、そして、こんな小さな町でごさいます。相克摩擦はいたずらに市の発展を妨げるだけであって、何らの益もないのだ。ひとつ、みんなが前向きに検討して、そして、後世のためにりっぱな町づくりをしようじゃありませんか、こんなお話を申し上げておったわけです。そういう気持でひとつ議員の皆さんからもお取り組みいただき、そして、不安の点については具体的にどこが不安なのか、これを1つ1つお互いが勉強して解明をしてゆくというあたりの態度が必要ではなからうかと、このように思います。

そして、なお、私はいまでもそう思っておりますが、一番大切なのは、やはり原子力発電所というものは時代の要請として、また現在の世界のすう勢として、これはどうしても、そういう方向に進んでゆかなければならないのでありますが、しかし、正しく恐れるという態度、これもまた必要でごさいますから、監視体制等については特に反対なさる方からも、そういう中にいっしょになってもらって、監視体制の万全を期するという中でいろいろご意見を承りながら、ともに力を合わせて、これの円滑な推進をはかってゆくようお願いを申し上げたいということでごさいます、これは質問にお答えすると同時に、私の気持を率直に申し上げて、今後のご協力をお願いする次第でごさいます。

それから、もう1つ、落としておりましたが、市町村合併、行政区域の拡大ということは、周辺町村が財政苦しいから、まあ、やむなく…きめはこまかくなならないだろうけれども、やむなくやるんだ。そういう気持だろう。もちろん、そういうこともあるかも知れませんが、しかし私ども、過去にわたりまして12町村の合併を行なっておるわけでありまして、それはなるほど、合併した当座、それぞれの融合、そういうものに欠けるところがあつて、多少、ギツバタしたところがあつたかも知れませんが、しかし、合併することによって合併された町村の方々やはり私は喜んでいただいております。また旧柏崎市民の方々も、この程度の行政規模を持たなければ、真の意味の発展や真の意味の住民福祉の向上にはつながってゆかないであろうということは、過去の実績から、よくおわかりであろうと思う。この辺は、理論的な説明を省略いたしましても、はだでお感じになつておられるというのが、いまの実情ではなかろうかと思うわけでありまして。

私の町村合併の態度というのは、郡市の合併についての協議会等がつくられまして、ここで相当の期間をかけまして具体的な検討をやっておりまして、その結論で、住民の意思が合併しようじゃないかということで、住民の意思がそういうふうになりました所は、いつでも柏崎市は喜んで迎える。そして、ともに地域の運命共同体としての共存共栄をはかつてゆく。そして行政能率の向上をはかるとともに、1つではできないものを大きな力で福祉等についても十分な施策をやってゆこうではないかというような、そういう気持でありますし、その当時の決議の結果、まあ、そのときの結論の結果につきましては、いまでもそうすべきであろうと思ひます。

それで、特にこの機会にお願い申し上げたいことは、過去においてそういう経緯がございまして、周辺の町村においては、それぞれ合併の問題について議会に組織をおつくりになつて検討されております。どうか当市の議会におきましても、周辺町村のこの熱意、組織等に対応されますように、何らかのひとつ対応の処置をお考えいただきますならば大変ありがたい、このように思ひます。

市長といたしましては、合併に対しては、いま申し上げましたようなそういう考え方で今後も進みたい、こんなふうを考えております。

何ぶん、また、ご批判をいただいたり、間違つておりますところはまたご教示をいただきたい、このようにお願いするわけでありまして。

◎議長（武田英三君）

5番。

〔5番田辺栄作君登壇〕

◎5番（田辺栄作君）

ただいまの市長さんのご答弁、交通安全の特別立法の問題については私はこう考えているから、私の考えているそのままをやれというふうにするわけではなくて、私はおおよそその趣旨を申し上げて、そしてまた具体的なものがなければならぬから、たとえば、こういうようなものを立法の中できめてゆくべきではないかとい

うふうに1つの例を申し上げましたので、そういうものが立法化される段階では、十分、そういったものが研究整備されて立法化されるはずでありますけれども、とにかく現行の法律の中では、いまの交通事故を皆無にすることは、絶滅することは、とてもできないと思うのです。それは道路法の中ですみ切り、アールの問題等もあるでしょうけれども、道路法の範囲の中では強力に、速やかに、時勢の要求に対応してやってゆく力を持たないと思うのです。したがって、私は特別立法の中で交通安全そのものだけを重点に考えてゆく、そうした法律をつくるべきである、こういうことを申し上げたわけです。

それは市道をつかってゆく場合でもあるいは、すみ切り等の問題も考えられるでしょうけれども、いまある道路ですみ切りのない所もたくさんあるわけです。それを切ろうとすれば、家を動かさなければならない。相当の予算を伴うわけです。そうすると、いまの道路の改良事業とか、そういうものの範囲の中では、どうてい、そういうふうに家を動かしたりして、すみ切りを強力にやってゆくということは不可能であるわけです。また、なかなか言うことを聞かない人もあるいはあるかもしれません。そういう場合には、収用法等の問題も付随して出てくると思うのです。したがって、私は交通事故を絶滅してゆくために、そのものだけを取り上げた特別の立法措置が必要である。そういう点、そのやり方等については大いにまあ研究していただいて、りっぱなものにしてもらいたいというのが私の趣旨でございます。

そのようなことを私がここでちょうちょうと言ってもダメだから、市長さんや議長さんが中央の全国市長会、あるいは全国議長会等で声を大にして叫んでいただけるならば…（市長小林治助君「政党も大事ですネ」と呼ぶ）…私らも大いにやります。社会党もこの問題について取り組んでいるわけです。

それから、広域行政の中で、市長さんは協議会をつかって、その中には議会代表等も入れて…（市長小林治助君「協議会の中には入らないのです。審議会です」と呼ぶ…審議会をつかって、その中に議会代表等も入れてやってゆこうということですが、そのようになっているわけですが、そういう形の中では、直接議会に反映されるものとは違って、議会というものがつんぼさじきに置かれがちになるわけです。そういう点については、広域市町村圏の運営等については、特に市長さんからやはり議会にそういうものを持ちかけていただかないと、そういう姿勢がないと、どうしても、つんぼさじきに置かれるということを懸念するわけでございます。

それから、原子力の問題ですが、市長さんは安全だという信念で安全を市民にPR するためにやっているんだ、こうおっしゃるわけで、安全だというものと危険だというものとは、これはもう平行線をたどるわけですし、市長さんが安全だという信念でやりますといえ、それ以上、私はどうすることもできないわけですが、たとえば、東電あたりが安全だと言っている中に、2次冷却水の中に放射能は少しもまじりません、こう言っているわけです。

それは1次冷却水の中を2次冷却水のパイプがまわっているんですから、隔絶されているわけです。まじらない理屈になるわけです。しかし、放射能の中には、い

わゆる磁石と同じように、誘導作用によって反対側に放射能をつくってゆくという性質があるわけです。ですから、放射能は第2次冷却水の中に全然まじらないと言っていること自体、私らにすれば、おかしいことを言っているわけですし、そんなことは私らは信用できないわけです。これは私らは信用できないわけです。これは1つの例ですが…。ですから、市民が疑いを持っているということは、理解が足りないのではなくて、そういうものも含めて、危険があると考えているということでございます。

あとはまた次にやります。

◎議長（武田英三君）

市長。

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

交通の特別立法のご趣旨、よくわかりました。この辺はやはり国民の世論の結集の中で解決されるべきものと思います。いまのお話でよくわかりますので、私どももそういう方向で市長会等のときには皆さんにおはかりしてみます。しかし、特別立法というのは市長会等で言うよりも、国会議員の発表でやったら一ぺんに解決がつくんです。ですから、やはり政党を通じまして、こういう、特に、いまがチャンスでございます。この辺、立法府の先生方にも公約をさせながら、こういう姿勢でゆきましようやということになりますと、チャンスでないかと思っておりますので、申し上げておくのでありますが。これは党派の問題ではないと思っております。全政党を通じまして、よいことはよいことなんです。ですから、こういうものは各党派にお願いしてみようじゃないか、ここらあたりはお考えいただきたいと思っております。

それから、いまのまあ、1次冷却水の中と2次冷却水のパイプが通る。しかし、そこに動く流動過程の中で放射能化されるのではないかと、そういうものはどうなんだと、こういうわけではありますが、そういうふうに具体的な問題を1つ1つ、お話し合いの中で解明してゆく必要があると思うのです。これは、問題は、量の問題なんです、危険だとか危険でないとかいうことは。ですから、量の問題を論じませんと、ただそこにできるのだということだけで、それは危険なんだというふうに断定をすることも私はどうかと思うのです。やはり、その辺、量との関係をわれわれは知って対処していきませんと、極端にいいますならば、現在の世の中で電力はいらないのか、こう言いますと、だれも、いらないと言う人はいないと思っております。水力発電には限界がある。火力発電にも問題がある。そういう点は皆さんおわかりだと思っております。ですから、原子力の平和利用という点については、どなたもご反対はないわけです。ですから、問題は、そういう個々の具体的な不安感というものを1つ1つお互いの話し合いの中に持ち出しまして、そして解明していきたいものだ、こう思っているわけです。ですから、不安をお持ちになれる議員の方々と市長以下助役、公室長というような…東電等をまじえないでもけっこうでございます。われわれだけの間でもそういう問題点を抽出しまして、ひとつ、お互いが研究会を持ちましようじゃありませんか。そういうことが一番、私は、市政進展の早道

なんだ。そして、われわれもほんとうに、なるほど田辺さんの言うように、ここらあたりは解明ができなかったというあたりは、一生懸命、究明のために努力をする、こういうことじゃございませんでしょうか。

どうか、そういうことで研究会を今後持って、そして話し合いをしてみよう、ここらあたり、ひとつ私どものほうからお願いがございました場合は、快くご相談に乗っていただきたい。まあ、質問に答えたり、お願いしたりして恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

◎議長（武田英三君）

5番。

〔5番田辺栄作君登壇〕

◎5番（田辺栄作君）

市長さんと原子力の問題でやり合っていると、これは相当長時間やらなければならぬと思うんですが、いま市長さんは、2次冷却水の問題は量の問題だ、こう言われましたが、なるほど、量の問題もあります。しかし、放射能というのは量だけで解決のつかない問題もあるわけです。それで結局、いまある自然の放射能ですら、これも相当あるわけですし、これですら、人によって体質は違いますけれども、やはり、それらしい影響があらわれてきているということもあるわけですし、さらにその上に、微量ではあるけれども、そういう放射能が蓄積されるということは、やはり相当、人体に害を及ぼしてくると思うのです。そういうことも考えられるわけですが、これ以上原子力のことについて市長と論争することは、また別の機会にいたしたいと思えます。

それで私は、通告した質問の中で1つ落としておりましたので、それについて申し上げたいと思えます。

食糧の問題と1割減反の問題ですが、簡単に申し上げますと、いままで自民党の農政の中では、農業基本法という形の中で農業構造改善というものがやられ、また組合農政というものもやってきているわけです。その中で適地適産、主産地形成というものが唱えられてきているわけです。ところが、これが実際にはそうっていないわけです。私が先ほど言ったように、農村から労働力をしぼりとる、そういうものでしかないのではないかというふうに指摘しておりましたが、現在ではそのとおりになっているわけです。私どもは、農業基本法そのもの、農業構造改善そのものが全然悪いとは私は言わないのです。ところが、そこに、もう1本欠けているものがある。それは農産物の価格の安定という1つの法的措置です。それで、いま総合農政、あるいは農業基本法の中で適地適産をいくら叫んでも、それが実現しないわけです。

また、いまの自民党の…これはまあ安保条約と関係がありまして、そこまでゆくとまた長くなるわけですが、いわゆる経済協力の中で農産物はほとんど大部分、ワクをはずしてしまっていて、アメリカの農産物の前に日本の産業が押しつぶされてゆくという、そういう状況ですネ、そういう状況の中で、いくら主産地を形成しよう、

なにしようと言っても、ダメのわけです。小麦が入ってきたり、ぶどうをやれば干しぶどうが入ってきたり、酪農をやればコンデンスミルク、あるいは脱脂粉乳、そういうものがどんどん入ってきたりする中では、また、みかんが最近、何とかフルーツに押されそうだという話もあるわけです。片っぱしからそういう状態の中では、何をしたってダメのわけです。ところが、この適地適産がほんとうに行なわれるならば、私は、米の作付反別は減ってくると思うのです。それは、米をつくるよりも酪農をやったほうがいい地帯もあるわけです。果物をつくったほうがいい地帯もあるわけです。飼料をつくったほうがいいという地帯もあるわけです。ところがそういうふうに変換されないのは、いわゆる自民党の安保条約の経済協力をそのまま受けついで、そして、アメリカのドル防衛に協力するという中で、農産物を無制限に日本に受け入れている。そのしわ寄せがいま農村に来ている。そして、農村の最後の頼みの綱であるところの食管法も自主流通米というようなことで、なし崩しにしようしたり、また1割減反をしなければならぬというようなことになってくるんです。

あんた、田んぼを1年荒らして、翌年また、それをやろうとしたら、どんなことになるかということは、百姓をやった者はわかります。3万円ぐらいもらったって…農協は4万ぐらい出せば協力するというようなことを言っているようですが、3万や4万もらって田んぼを荒らすということは農民にとっては大変なことでした、積極的に、そんなことで農村を豊かにすることにはならないし、また、1割ぐらい減反することで他産業に出ていって働けるということにもならないのです。5反つくるのも、10反つくるのも、たいして労力には変わりがないわけなんです。そういう意味で、私はやはり農家の生活を守り、また、日本の国の独立ということを考えましても、日本の食糧は日本の国で自給してゆくという、この体制が一番大切であろうと思うのです。そういう意味から、また農家の経済を豊かにしてゆくという意味から、食管法はあくまでも守ってゆくという立場でなければならぬし、また1割減反ということも農家のほんとうの実情を理解しない、ほんの机上の計画であって、こういうものについては反対をしなければならぬと思うのですが、市長さんは、柏崎市の多くの農民をかかえている市長という立場から、食管法の堅持、1割減反ということについて、どのようにお考えになっているか、聞きたいのです。

亘知事は自主流通米について、決して農民に不利にはならないということを言明しておりましたがけれども、自主流通米が失敗に帰していることは明らかでありますし、また自主流通米がどれだけの価格で売れたかということは、当初宣伝されたものとは違って、非常に低い価格で引き取られているわけです。農家の期待を全く裏切っているわけです。

こういう形の中で、市長さんは食管法堅持、1割減反についてどのようにお考えであるかということ、あわせてお聞きしたいと思います。

◎議長（武田英三君）

市長。

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

専門家の田辺さんにお答えするのは、何だか弟子が先生に向かってものを言うようで、いささか気がひけますけれども、私は私なりの考え方を端的に申し上げたいと思います。

田辺さんのおっしゃる適地適産、これは大問題でございます。食管法の堅持、これもそのとおりでございます。堅持しなければならないと思います。問題は、食管法を堅持するためには、現状のままで推移して食管法が堅持できるかということでございます。560万トンの余剰米ができた。さらにこのままの状態を続けていけば、年間150万から200万トンの余剰米ができるわけです。これが農業だから、いま政府は反当4万円の休耕奨励金を出そうというようなことを言っています。農業だからです。農民だからです。これがたとえば第2次産業の鉄鋼生産が過剰生産に入ったといえ、業界自身で自主規制をやりなさい、繊維が余れば繊維業界自体でやりなさいと、まあ、業界みずから問題を解決していかなければならない。しかし、日本の農業は古来からの農業であります。そして農民は、わが国の産業発展の原動力でもあった。この農民にあまりに急激な苦勞をかけてはならない、こういうまあ考え方であり、この政策は、方法論はいろいろあるかと思えます。しかし、現時点においては、この辺は農民の方々からもご理解いただかなければならない問題ではないでしょうか。あえて食管法を堅持するために涙をのんでこうやっていただかなければ、食管法が今度あやうくなる。やむにやまれぬところの…私が本会議場でこんなことを申し上げるのはどうかと思えますけれども、私にも農業政策を左右するだけの実権があるならば、私はこうしたいと思えます。

まず、われわれは資本主義経済の中で国民経済の発展を来たしているわけであり、日本は工業立国によって、われわれの所得の向上や発展が期待されるのであります。農業だけでは、なかなか発展は期待できません。それで、こうした日本の全体の発展という意味から申しますならば、自由主義経済を堅持していかなければならない。資本主義経済は堅持していかなければならない。その中で現在の米の価格制度、ここらあたりに私は問題があるかと思えます。うまい米、「こしひかり」あたりは、もっと、5割高くなっても6割高くなってもよろしい。そのかわり、まずいと断定されるような米は5割ぐらい安くしてもいい。そうなれば、「こしひかり」とか「れいめい」とか、そういうものの反収は、私が申し上げるまでもなく、1割ぐらいは直ちに出る。休耕しなくても、そうなるでしょう。しかも、農民には迷惑はかけないのです。ただ、そういう政策がいますぐ行なわれるかといいますと、多少、時をかせがなければなりません。だから、自民党政府は銘柄格差をこれから一生懸命に取り上げてゆかなければならない。この辺はやはり方法論の違いだと思うのです。

いま1つ、私に言わせていただくなれば、農地法を改正しなければいけません。地方自治体が農地を持つことができないというような法律は改正してほしいと思えます。私はつい最近、8日でしたが、新潟県の都市計画推進のために上京いたし

ました。そこで都市計画のえらい方々が私にそう言われました。もう日本は食管法を堅持してゆくために財政はほんとうに窮乏に瀕する。都市計画の予算を市長がよこせと言っても、なかなか、これだけでも大変だ。自民党はもっと勇気をもってこれらの問題について対処しなければならない。こんなお話がございました。そこで私は端的に言いました。食管法は都市計画と無縁であると思っっているあたりが総合農政ができないのだ。都市計画課はほんとうに都市周辺の土地の有効利用を高めるためにどうやったらいいか、それと食管法との関係をお考えになったことがありますか。私に言わせれば、もう田んぼは置いていきたい、田んぼはやめたいという人もあります。それらは、時価よりも1割か2割、自治体が取得する場合は高く買ってやりましょう。そのかわり政府は、自治体の農地取得に対しては無利息の起債ぐらいは出すというぐらいの腹構えになりますと、われわれは田園の取得ができます。そうして今後は社会、経済の変化に応じて、この辺に工業団地をつくらなければならない、この辺には住宅地をつくらなければならない、あるいは公園をつくらなければならないというときになったら、もったいないけれども、田んぼをつぶさざるを得ない。そういうときに交換…農業専門でやりたい方々があるわけです。そういう農業専門でやりたい方々に市が所有している農地を交換分合する。そして、できるだけ、先ほど田辺さんのおっしゃるように適地適産…米づくりの適地だという所は田んぼをどんどん集約してゆく。そして大農経営ができるようにしてゆく。そうしなければ、カリフォルニア米の2倍の米をつくらざるを得ないのです。そういう方向にゆきますためには、いろいろな経過をたどってゆかなければ、一挙にそこに行くにはあまりにも混乱が多過ぎる。都市計画課でもどうですか、少し考えたら。もう先行取得、先行投資ができないというような時代ではありませんよ。そこらあたり、総合農政というものの1つの妙味がある。国全体の国民の福利増進をはかるために、それくらいの政策を、むしろ自民党に勇気を持ってと言う前に、役人さん、行政の担当でここらあたりの企画構想を立てたらいかがですかなどと、ナマを言ってきたわけであります。

豊葦原の瑞穂の国は、なぜ米が適するのかといいますと、先ほど助役が申しあげましたように、降水量、これが2千…千6百いくらというのは、世界各地に比べて一番多いほうです。しかも、夏場における日照、これも地球上、いろんな国に比べれば多いほうでございます。ですから、草のみよりもよい。したがって、米づくりには適している。適してはいるんだが、問題は、いまの経営の関係、これが零細でありましては、なかなか外国の1戸あたり100ヘクタール、200ヘクタールという大規模な機械化農業には対抗できないというあたりが、日本の農業の悩みであらうと思います。

しかし、その半面、過渡期においては兼業農家、これが一番、農家経営を安定にいたします。

したがって、ご案内のとおり、昭和36年ですか、基本法ができて、それから43年までの7年間に、農業所得とはいいいませんが、農家所得は実に35万から100万を突破するようになっていく。2.8倍に伸びた。ここらあたり、必ずしも…まあ、手段についてはいろいろ批判はございます。批判はございますけれど

も、方向としてはそういう方向で、社会に急激な混乱を与えずに、しかも所期の目的を達成してゆく。それが農民の所得の向上や幸福につながってゆく道である。この辺、ひとつ、われわれも一生懸命で検討いたしまして、いい考えがあったら、どんだん国に意見具申をしてまいったらどうか、こんな気持ちでおるわけでございます。

この辺については、きっとまた田辺さん、「お前、そんなことを言うけれども」と、おっしゃるかもわかりませんが、この辺は、私は自分で田んぼをやったことありませんし、農業の問題についてはしろうとでございます。しかし、しろうとであればこそ、柏崎の農政を間違いのないようにしてまいりたいと思って、しろうとながらも、私なりに暗中模索をしているわけです。どうかまた専門の皆さんから、別の折りにでも、こうやったほうがいいんだよというご意見がありましたならば、お聞かせをいただいて、この辺はまた、それぞれの機関を通じて、農民のためになる政策の実現方に努力してまいりたい、このように考えております。

◎議長（武田英三君）

以上で一般質問を終わります。